

午前 時 分
午後

協議離婚の場合

離婚届

令和 年 月 日届出

大阪府守口市長 殿

受理 令和 年 月 日
第 号
書類調査 戸籍 記載調査 調査票 附票 住民票 通知

見本

(1) 氏名	夫 氏名 守口 一郎	妻 氏名 守口 和子
生年月日	昭和 50 年 7 月 15 日	昭和 50 年 8 月 10 日
住所	大阪府門真市中町1番1号	大阪府守口市京阪本通2丁目 5番5号
本籍	大阪府守口市京阪本通2丁目5番 (番地)	
父母及び養父母の氏名	夫の父 浪速 次郎 続柄 長男 母 守口 花子 続柄 二女	妻の父 大阪 良男 続柄 二女 母 大阪 恭子 続柄 養女
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 確定 <input type="checkbox"/> 判決	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 右側の記入例をご確認ください	
未成年の子の氏名	父(夫)が親権を行う子 守口 大輔 母(妻)が親権を行う子 守口 優子	
協定離婚で親権者の定めをした場合	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意思を理解し、真意に基づいて合意した。	

夫
免 個 旅 その他 無
有 無
通知
要 不要

妻
免 個 旅 その他 無
有 無
通知
要 不要

住定年月日
昭和・平成・令和

記入の必要はありません

婚姻で氏が変わった人が、離婚してもそのまま氏を使い続けたい場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」を同時に提出してください。

(6) 同居の期間	平成 15 年 月 から 令和 7 年 月 まで
(7) 別居する前の住所	大阪府守口市京阪本通2丁目5番 (番地) 5号
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者がいない世帯
(9) 夫妻の職業	夫の職業 妻の職業
その他	夫と妻それぞれの署名が必要です。
届出人署名(※押印は任意)	夫 守口 一郎 印 妻 守口 和子 印

証人 (協議離婚のときだけ必要です)

署名(※押印は任意)	守口 花子 印	大阪 良男 印
生年月日	昭和 20 年 5 月 10 日	昭和 25 年 9 月 24 日
住所	大阪府寝屋川市本町 1番1号	大阪府大阪市北区中之島1丁目 3番20号
本籍	大阪府守口市京阪本通2丁目 5番 (番地)	大阪府大阪市北区中之島1丁目 3番 (番地)

証人が2人必要です。

(4)欄は、婚姻の際に氏を変更した人が記入する欄です。下の例は、妻が婚姻の際に氏を変更した場合です。

①旧姓にもどり、婚姻前の戸籍にもどる場合(筆頭者は父母等になります)(もどる戸籍が除籍の場合は、②の「新しい戸籍をつくる」ことになります)

婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	大阪市北区中之島1丁目3番 (番地)	フリガナ オオサカ ヨシオ 筆頭者の氏名 大阪 良男
---------------	--	--------------------	-------------------------------

②旧姓にもどり、新しい戸籍をつくる場合(自身が筆頭者になります)

婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	大阪府守口市京阪本通2丁目5番 (番地)	フリガナ オオサカ カズコ 筆頭者の氏名 大阪 和子
---------------	---	----------------------	-------------------------------

③旧姓にもどらず(婚姻中の氏のまま)、新しい戸籍をつくる場合
※この場合、「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」を同時に提出する必要があります。

婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	記入の必要はありません	
---------------	---	-------------	--

この記載例は、届出件数の多い事例になります。ご不明な点がございましたら、戸籍担当までお問い合わせください。

事件簿番号

連絡先(昼間連絡が取れる電話番号)

夫	090 - 1234 - 1234 (携帯) 自宅・その他)
妻	080 - 1234 - 1234 (携帯) 自宅・その他)